

令和6年度

佐賀大学教育学部附属特別支援学校
小学部児童第二次募集要項

佐賀大学教育学部附属特別支援学校

〒840-0026 佐賀市本庄町大字正里 46-2

〈 電 話 〉 0952-29-5045 (職員室)

0952-29-9676 (事務室)

〈ファックス〉 0952-28-3850

〈 メール 〉 futoku@ml.cc.saga-u.ac.jp

〈ホームページ〉 <http://www.yougo.pd.saga-u.ac.jp/>

令和6年度佐賀大学教育学部附属特別支援学校（以下「本校」という。）小学部児童は、この要項により募集します。

第1 募集

1 募集人員

第1学年 1名

2 応募資格

- (1) 障害が、以下に示す学校教育法施行令第22条の3の区分及び障害の程度に該当する幼児
 - ① 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
 - ② 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
- (2) 入学後、自宅から通学できる幼児（保護者と同居し、通学時間は原則として1時間以内とします。）
- (3) 次の3に示す就学相談を受けた幼児

3 就学相談

- (1) 本校への入学を志願する人（以下「志願者」という。）は、以下に示す期間に、必ず本校で実施する就学相談を受けてください。

【就学相談】

令和5年10月24日（火）から令和5年10月31日（火）まで

※ 就学相談の日時については、本校小学部主事（電話 0952-29-5045）にご相談ください。

※ 就学相談の受付は、令和5年10月23日（月）から令和5年10月30日（月）までとします。

- (2) 就学相談は、志願者本人及び保護者が受けることとします。
- (3) 就学相談を受ける際、療育手帳、診断書の写し及び発達検査の結果等をお持ちの場合は、持参してください。

第2 出願

1 出願期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月8日（水）まで

※ 受付時間は、午前9時00分から午後3時30分までとします。

※ 上記の期間以外の出願は、受け付けません。

2 出願方法

- (1) 志願者は、以下の書類に記入の上、本校事務室まで提出してください。

【出願書類】

- ① 入学願書（様式1）
- ② 志願者票（様式2 ※）
- ③ 写真票・受検票（様式3）
- ④ C票 附属特別支援学校検定料振込証明書

- ※ 出願書類については、就学相談の際に配布します。
- ※ 志願者票は在籍園等で記入し、在籍園等の承諾を得て、保護者が提出してください。
(幼稚園等に在籍していない幼児については、この限りではありません。)
- (2) 志願者は、検定料振込依頼書に記入の上、銀行窓口において検定料を納入してください。
 - ※ 納入期間は、令和5年10月24日(火)から令和5年11月8日(水)までとします。
- (3) 検定料の納入後は、銀行窓口において受領する「C票 附属特別支援学校検定料振込証明書」を検定料振込証明台紙に貼付し、出願の際に、事務室へ提出してください。
- (4) 以下の場合については、出願を受理しません。
 - ① 応募資格に該当しない場合
 - ② 検定料が振り込まれていない場合（「C票 附属特別支援学校検定料振込証明書」に出納印がない場合）
 - ③ 振込済の「C票 附属特別支援学校検定料振込証明書」が、検定料振込証明台紙に貼付されていない場合
- (5) 志願者は、(別紙)に示す本校の教育への理解、協力について了承の上、出願してください。

3 入学検定料

入学検定料は、1,000円です。

4 入学検定料の返還

以下の場合には、入学検定料の返還請求ができますので、必ず手続きをしてください。

- (1) 検定料を振り込んだが、本校に出願書類を提出しなかった場合
- (2) 検定料を振り込み本校に出願書類を提出したが、受理されなかった場合
- (3) 検定料を誤って二重に振り込んだ場合
 - ※ 出願書類を受理した後は、振込済の検定料は返還いたしません。
 - ※ 返還請求の方法等については、本校事務室(電話 0952-29-9676)まで問い合わせてください。

第3 検査

1 検査日時等

- (1) 検査日時
 - 令和5年11月10日(金) 午前10時00分から11時00分まで
 - ※ 受付時間は、午前9時35分から午前9時50分までとします。
 - ※ 午前9時50分の受付時間に遅刻した者は、受検辞退と見なします。ただし、特別な事情が生じた場合は、受付時間内に本校事務室へ連絡してください。
- (2) 会場
 - 佐賀大学教育学部附属特別支援学校

2 検査内容

- (1) 提出された志願者票による実態や状況の把握
- (2) 面接(保護者及び志願者本人)
 - ① 志願者本人の意思疎通の状況、入学の意志及び本校教育への適性等を確認します。
 - ② 保護者には、本校の教育の特徴等(別紙)への理解等を確認します。

(3) 諸検査

- ① 運動・感覚機能検査
- ② 発達検査
- ③ 行動観察

※ 検査は、志願者の知的障害の有無や状況及び行動の特性等を観察・把握するために実施するものです。検査にあたっては、普段どおりの様子で受けていただいで構いません。

第4 追検査

1 対象者

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の急な疾病や志願者本人に責任を帰さないやむを得ない事情により、受検ができなかった者としてします。

2 申請

(1) 申請期間

令和5年11月10日（金）及び令和5年11月13日（月）

※ 受付時間は、午前9時00分から午後3時30分までとします。

(2) 申請手続

追検査の受検を希望する者は、追検査申請書（様式4）を本校へ提出してください。

3 許可

(1) 審査

提出された追検査申請書（様式4）に基づいて、志願者等の疾病の容態や受検ができない状況について協議し、追検査実施の可否を審査します。

(2) 許可

追検査の受検を承認したときには、追検査許可書（様式4）を保護者あて交付します。

4 検査期日等

(1) 検査期日の設定

令和5年11月13日（月）から令和5年11月16日（木）までの期間とします。

※ 検査期日については、志願者等の疾病の容態や受検ができない状況を踏まえて決定し、追検査許可書（様式4）にて通知します。

(2) 会場

佐賀大学教育学部附属特別支援学校

5 検査内容

「第3 検査」の「2 検査内容」に準じた内容とします。

第5 判定

1 入学適正者の判定

入学適性検査に基づく入学適正者の判定については、就学指導委員会において、第3の2及び第4の5の内容に基づき、知的障害の有無や状況及び行動の特性等について協議し、かつ、本校の役割及び本校の教育目標を考慮した上で、入学が適正であるかどうかを総合的に判断して行います。

2 判定結果の発表

選考結果の発表については、以下のとおりとし、追検査を実施することになった場合は、別途、日時を保護者あて通知します。

(1) 追検査を実施しなかった場合

令和5年11月14日（火）午前10時に、佐賀大学教育学部附属特別支援学校管理棟入口（事務室前）に掲示します。

(2) 追検査を実施した場合

令和5年11月20日（月）午前10時に、佐賀大学教育学部附属特別支援学校管理棟入口（事務室前）に掲示します。

3 合格者の通知

入学適正者が、募集人員内である場合は、合格者として保護者あて通知します。

第6 抽選

1 抽選の実施

第5の1により入学が適正であると判定された志願者の数が募集人員を超えた場合は、抽選により合格者を決定します。

2 抽選日時等

(1) 抽選日時

① 追検査を実施しなかった場合

令和5年11月14日（火）午前10時15分

② 追検査を実施した場合

令和5年11月20日（月）午前10時15分

※ 受付時間は、午前10時00分から午前10時10分までとします。受付の際は、受検票を提示してください。

※ 午前10時10分の受付時間に遅刻した者は、抽選辞退と見なします。ただし、特別な事情が生じた場合は、受付時間内に本校事務室（電話 0952-29-9676）へ連絡してください。

(2) 会場

佐賀大学教育学部附属特別支援学校

3 合格者の通知

抽選により決定した合格者については、保護者あて通知します。

第7 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項や緊急の事態が発生した場合には、本校が別に定め、ホームページ等で速やかにお知らせします。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校の教育について

【 本校の教育の特徴 】

本校は、公立の知的障害特別支援学校と同じ公教育を行う教育機関としての使命の他に、次のような役割を担っています。

すなわち、大学と一体となって、

(1) 佐賀大学と連携・協働しながら、特別支援教育の今日的な課題を踏まえた理論及び実践に関する研究、並びにその実証を行います。

(2) 佐賀大学教育学部学生の教育実習を行います。

また、本校には小学部、中学部及び高等部の3学部があり、入学後は長期的な見通しをもち、学部間の指導・支援のつながりを重視しながら、卒業まで一貫した教育を行う学校として教育活動の在り方を追求しています。

したがって、入学を志願する本人及び保護者は、このような本校の役割を十分にご理解の上で出願してください。

1 本校の教育目標

児童生徒の現在及び将来の身近生活・社会生活並びに職業生活における適応能力を育成する。

2 本校の教育方針

特別支援教育の「障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する」という視点から、児童生徒一人ひとりの個性や能力を理解し、それに応じた丁寧できめ細やかな指導・支援を行い、生活能力の一層の伸長を図る。

(1) 児童生徒一人ひとりの可能性を信じ、個性や能力を十分に発揮できるように育てる。

(2) 児童生徒を「知・徳・体」のバランスのとれた人間に育てる。

(3) 児童生徒へのよりよい支援の環境を整えるため、保護者、地域社会、医療・福祉等の関係機関との連携を進める。

3 本校のめざす児童生徒像

(1) 明るく元気でたくましい子ども

(2) 仲良く助け合うことができる子ども

(3) 目標（思い）に向かって最後まで頑張る子ども

4 各学部の目標

(1) 小学部

日常生活に必要な基本的な生活習慣の確立を図るとともに生活体験を豊かにし、コミュニケーション力及び社会性の基礎となる力を身に付ける。

(2) 中学部

小学部及び小学校で培われた生活自立の基本的な態度や習慣をより一層確立し、より充実した集団生活への適応能力を高め、社会生活や職業生活に必要な基本的な習慣や技能を習得する。

(3) 高等部

職業教育の充実を図り、社会生活や職業生活に必要な技能や態度を育て、集団生活への適応能力を一層高め、社会に向けて自ら学び考える心豊かな人間性を養う。